

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
1	実施要領	1	1	(2)	内容	「県産再生可能エネルギーの地産地消の推進」とありますが、県内消費が難しい場合、地産地消の範囲を富山県から北陸エリアに拡大して対応しても問題ないでしょうか。	提案書の定量化審査は、契約候補者決定基準に示す評価項目及び得点化方法に従って審査します。 売電する全ての電力の供給先を富山県内に指定するものではありませんが、地産地消の範囲は富山県内です。
2	実施要領	7	8	(5)	審査会	「対面でのプレゼンテーション等」とありますが、対面以外、例えばウェブ会議を用いてのプレゼンテーションなども検討されておりますでしょうか。	審査会は、対面で行う予定です。 なお、自然災害等の不測の事態が発生し、対面が難しい場合はオンラインで行います。
3	実施要領	7	8	(5)	審査会	オのプレゼンテーションについて、「提出された提案書に基づき行うものとし、追加提案は認めない」と記載がございますが、提案事項は提出した提案書の内容に基づき、プレゼンテーション用に再構成した資料を用意したいと考えております。提案内容の追加がなければ、プレゼンテーション向け資料を作成することは問題ないと理解しておりますが相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	実施要領	7	8	(5)	審査会	オのプレゼンテーションについて、プレゼンテーションの際に資料の投影を行うことは可能か、ご教示いただけますと幸いです。	プレゼンテーションにおいて、資料の投影は可能です。 なお、詳細については、本プロポーザルの参加資格を有すると通知された者に別途お知らせします。
5	実施要領	7	8	(5)	審査会	プロポーザル審査の委員に対して、故意に接触を求めることは禁じられていますが、プロポーザルの審査の委員への接触を未然に防ぐ観点から、プロポーザル審査の委員について、氏名、ご所属など詳細な情報を開示いただくことは可能でしょうか。	プロポーザル審査委員の氏名、所属等は、非公表とします。
6	実施要領	7	8	(5)	審査会	プロポーザル審査の委員の詳細な情報開示が難しい場合、差し支えなければどのような属性の方がそれぞれ何人就任されるのかなどの概要をご教示いただけますでしょうか。（企業局殿職員、富山県庁職員、外部有識者など）	プロポーザル審査委員の概要は、非公表とします。

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
7	実施要領	7	8	(8)	プロポーザル参加の辞退	辞退届を提出した場合、以後富山県企業局さまが実施される一般競争入札やプロポーザルなどへの参加不可など、ペナルティはありますでしょうか。	プロポーザル参加の辞退に伴うペナルティはありません。
8	実施要領	8	9	(2)	契約の締結	オについて、貴県への提案事項の検討の参考にさせていただきたく、差し支えなければ、どのような事項が履行してはならない内容にあたるのか、具体的な判断基準をご教示いただけますと幸いです。	状況により富山県企業局に不利益な提案などが考えられます。
9	実施要領	9	9	(3)	電力受給契約に係る契約保証金	カ(イ)の免除の条件のうち、過去2年の間における2回以上の契約履行実績について、長期契約を締結していた場合の実績履行回数は1年の契約履行につき1回の実績として計上することは可能でしょうか。	複数年長期契約を締結している場合、履行開始から1年を経過するごとに1回の履行があったものとみなします。
10	実施要領	10	10	(4)	無効のプロポーザル	(4)エについて、差し支えなければ最低価格の設定方法についての考え方をご教示いただけますと幸いです。弊社では、容量市場において企業局殿が得られる収入相当および発電側課金相当分が控除されたうえで設定されると理解したのですが、相違ございませんでしょうか。	「企業局が設定した最低価格（非公表）」は、容量確保契約により富山県企業局が得られる収入及び発電側課金相当額を含んでおりません。 なお、容量確保契約により富山県企業局が得られる収入については、電力量料金による収入との精算は行いません。また、電力量料金とは別に、発電側課金と同額を発電側課金相当額として買取人に負担いただきます。
11	実施要領	10	10	(4)	無効のプロポーザル	エの最低価格について公表はされないとのことですが、JEPX 市場単価の直近1年分平均や過去3年間の平均など、考え方をご教示いただくことは可能でしょうか。	番号10の質問に対する回答をご確認ください。
12	契約候補者決定基準	2	2	(2)	提案審査	ウ(イ)評価項目の得点化方法について、地産地消・企業誘致の採点は、絶対評価により10段階で採点されるのか、あるいは、相対評価により採点されたうえで順位により得点が決まるのか、差し支えなければご教示いただけますと幸いです。また、相対評価の場合は順位による配点についてもご教示いただけますと幸いです。	具体的な得点化方法は、非公表です。

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
13	契約候補者決定基準	2	2	(2)	提案審査	ウ(イ)評価項目の得点化方法について、10段階評価により採点とありますが、1段階の配点は5点と弊社では認識しておりますが相違ございませんでしょうか。	0点(無効)、5点から50点まで5点刻みです。
14	契約候補者決定基準	2	2	(2)	提案審査	ウ(イ)評価項目の得点化方法について、地産地消・企業誘致の採点は、次の①～④のいずれの方法で最終決定されるのか差し支えなければご教示いただけますと幸いです。 ①各委員にて採点した結果の単純平均 ②各委員にて採点した結果を持ち寄ったうえで、合議により決定 ③委員全員で合議したうえで、各委員が採点した結果を単純平均 ④その他（具体的な決定方法をご教示いただけますと幸いです。）	各プロポーザル審査会委員の評価点（10段階評価）を合計します。
15	契約候補者決定基準	3			審査基準	貴県の意向を踏まえた提案を実現するために、電力量料金の算定式のうち、企業局が定めた達成率0.94の設定目的および根拠をご教示いただけますと幸いです。	「企業局が定めた達成率0.94」は、対象発電所の電力量達成率の至近5年間平均値です。
16	契約候補者決定基準	3			審査基準	地産地消・企業誘致の審査の視点として示されている、「カーボンニュートラル実現に向けた機運の醸成に繋がるか」について、より具体的な評価基準をご明示いただけますと、企業局殿の意向に沿った機運醸成に繋がる提案が可能になります。そのため、例えば新たに地産の再エネ電力を調達した需要家件数など、具体的な定量目標を持って評価されと考えてよいでしょうか。差し支えない範囲で評価の基準をご教示いただけますと幸いです。	契約候補者決定基準に記載している審査の視点で評価を行います。

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
17	契約候補者決定基準	3			審査基準	地産地消・企業誘致の審査の視点として示されている、「県産再エネ（産地価値、環境価値）に対する理解が進み、県内消費を推進」について、より具体的な評価基準をご明示いただけますと、企業局殿の意向に沿った提案が可能になります。そのため、例えば地域内への地産電力の供給量など、具体的な定量目標を持って評価されると考えてよいでしょうか。差し支えない範囲で評価の基準をご教示いただけますと幸いです。	番号 16 の質問に対する回答をご確認ください。
18	契約候補者決定基準	3			審査基準	審査基準のうち、県産再エネの県内消費の推進を進めるための計画について、計画段階で県産再エネの県内消費比率の設定基準は 50%などの具体的な数値はありますでしょうか。	番号 16 の質問に対する回答をご確認ください。
19	契約候補者決定基準	3			審査基準	地産地消・企業誘致の配点 50 点について、審査の視点として示されている各項目それぞれに対して配点が個別設定されたうえで、その合計が 50 点になると弊社は理解しておりますが相違ございませんでしょうか。あるいは、各項目に対して配点が個別設定されているわけではなく、各委員が審査の視点を参考にしつつ、任意で各事業者の得点を決定するのでしょうか。	地産地消及び企業誘致に係る配点が 50 点であり、評価項目ごとの配点はありません。
20	契約候補者決定基準	3			審査基準	地産地消と企業誘致は、性質が異なるものであるため、それぞれに配点が付与されているものと想定しています。ついては、配点の割合をお示しいただけますでしょうか。公正な競争環境としていただく観点からも、配点内訳の開示は必要と考えます。	番号 19 の質問に対する回答をご確認ください。

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
21	仕様書	2	5	(2)	発電計画の通知	週間（30 分値）、月間（週ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）、年間（月ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）でご提出いただくことは可能でしょうか。	週間（30 分値）、月間（週ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）、年間（月ごとの平日・休日、8 時から 22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均 kW）の計画は作成しておらず、通知することはできません。
22	仕様書	2	5	(2)	発電計画の通知	週間単位での 30 分値計画の提出が難しい場合、翌日 0 時～24 時の 30 分毎の発電電力について、アの毎日 10 時よりも早めに提出していただくことは可能でしょうか。	10 時より早い時間での（たとえば 9 時までの）発電計画の通知は難しいと考えております。 《補足》 現在は、9 時から 10 時の間に通知しております。
23	仕様書	3	9	(1)	電力量の算定	スマートメーターの通信機能による遠隔での検針が困難とのことですが、現在は一般送配電事業者の担当者等が現地で検針をしているという認識でよろしいでしょうか。	現在は、現地で検針を行っております。
24	仕様書	3	9	(2)	電力量料金の算定	イ 非化石価値について、弊社での会計手続き上、電力量料金単価と非化石価値の単価を個別に設定する必要があるため、採択いただいた場合には、契約書の条文を調整させていただくことは可能でしょうか。	契約の締結にあたっては、富山県企業局と買取人が協議の上、環境価値の単価を契約書に追記もしくは覚書を取り交わします。
25	仕様書	4	9	(3)	電力量料金の支払い	翌月の 11 日までに買受人に請求される際は、適格請求書によりますでしょうか。	電力量料金は、納入通知書により買受人に請求します。なお、納入通知書が、企業局の発行する適格請求書となります。
26	仕様書	4	9	(4)	容量市場における収入の取り扱い	差し支えなければ今回入札対象となる発電所の容量市場における収入金額をご教示いただけますと幸いです。	容量市場における収入は、非公表とします。

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
27	仕様書	4	9	(4)	容量市場における収入の取り扱い	イの「買受人の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生」について、現時点でご想定されている具体的な事象がございましたら、検討の参考にさせていただきたく、ご教示いただけますと幸いです。	現時点で想定している具体的な事象はございませんが、買受人の責めに帰すべき事由により、発電停止が生じた場合が考えられます。
28	仕様書	5	10	(5)	容量市場に係る企業局の対応業務への協力	容量市場への供出により、企業局に課されるリクワイアメント及びアセスメントの内容についてご教示いただくことは可能でしょうか。加えて、買受人に求める協力内容を具体的にご教示いただけますと幸いです。	容量を提供する電源等の区分は、変動電源（単独）です。発電計画、発電上限及び発電量調整受電電力量など、容量市場システムの登録（確認）に必要なデータの提供をお願いいたします。
29	仕様書	6	10	(8)	提案内容	イの実施計画書について指定様式はありますか。	実施計画書の様式等は、企業局と買受人との協議により決定します。
30	仕様書	6	10	(8)	提案内容	エの実施状況を提出した際、実施状況の結果次第で契約解除等がありますでしょうか。	契約書（案）第 11 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に記載のとおりです。
31	仕様書	6	10	(8)	提案内容	エの実施状況の結果次第で契約解除がある場合、解除となる基準をご教示いただけますでしょうか。	番号 30 の質問に対する回答をご確認ください。
32	様式集及び記載要領				（様式第 4-3 号）地産地消・企業誘致	「別途資料による提案も可」と記載がございますが、ベースとしては様式第 4-3 号の様式で提案を行い、例えば具体的なスケジュールのご提案等、異なるレイアウトでのご説明が資料の分かりやすさ、見やすさに影響する場合や、根拠となる添付資料がある場合に、様式第 4-3 号の様式によらない資料を付すことは認められますでしょうか。また、認められる場合、通し番号の記載等についてご指定がございましたら、あわせてご教示いただけますと幸いです。	様式第 4-3 号に書類を添付することは可能です。なお、右肩に「通し番号/当該様式全体の総頁数」、ページ下部中央に提案書の通しページ数を記入してください。

実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁			項目名		
33	様式集及び記載要領				(様式第 4-3 号) 地産地消・企業誘致	枠外の注釈に「別途資料による提案も可」とありますが、右肩の通し番号および下部中央の通しページ数を付せば、様式第 4-3 ではなく、事業者独自様式での提案も可能と弊社では理解しておりますが相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
34	様式集及び記載要領				(様式第 6-1 号) 契約保証金納付免除申請書	契約履行の実績が、企業局殿との契約における実績である場合でも提出が必要でしょうか。	富山県企業局との契約実績をもって、契約保証金の納付の免除を受けようとする場合も (様式第 6-1 号) 契約保証金納付免除申請書の提出は必要です。